第３回特定非営利活動法人条例指定審議会議事録（要旨）

|  |  |
| --- | --- |
| 日時 | 平成２７年７月１７日（金）１４：００～１６：３０ |
| 場所 | 新別館南館８階　大研修室 |
| 出席者 | ＜審議会委員・五十音順＞久保幸一委員（㈱日本政策金融公庫　国民生活事業本部　南近畿地区統轄室長）佐々木栄美子委員（近畿税理士会）初谷勇委員（大阪商業大学総合経営学部教授）平尾剛之委員（特定非営利活動法人きょうとＮＰＯセンター　統括責任者）水谷綾委員（社会福祉法人大阪ボランティア協会事務局長） |
| 議題 | （１）審議会の進め方について（２）申出NPO法人に関する審議について（３）その他  |
| 【議事要旨】（１）審議会の進め方について（事務局）資料１に沿って、審議会の進め方に関する追加事項について説明。　⇒委員は委員会の権限に属する事項に関し、公正な判断をすることを妨げるおそれがあるときは、審査に加わらない旨、決定した。（２）申出NPO法人に関する審議について（会長）申出のあった「特定非営利活動法人大阪NPOセンター」の理事を務めているため、議題（１）で検討した審議会の進め方に基づき、当該NPO法人の審査には加わらず、審査終了まで退席。以後の議事進行は、副会長が代行。【会長退席】（事務局）書類審査及び現地確認の結果、特定非営利活動法人大阪ＮＰＯセンターは、全ての指定基準に適合している旨を報告。（委員）法人に確認したい内容の整理。・監事が決算報告書を作り、自ら監査していないか確認したい。・すでに認定ＮＰＯ法人を取得しているのに、なぜ指定ＮＰＯ法人の取得をめざすのか確認したい。【法人入室　ヒアリング】（法人）提出資料に沿って法人概要・事業概要を説明。　　　　大阪は様々な地域課題を抱えた都市。大阪から先進的な事業を発信し、それを全国に普及させ、様々な地域の課題解決に繋げたい。また、草の根でがんばっている団体に光をあて、活動内容を地域に知ってもらうことが大切だと考える。自治体や社会福祉協議会を通じて自治会や町会とも連携している団体の自立をどう促すかが全国的な課題となっている。そのため、昨年、コミュニティビジネスやソーシャルビジネスに力を入れている団体の表彰を行い、問題解決のため活動している団体の支援を行った。（委員）すでに認定NPO法人を取得しているが、条例指定を申出た理由と、大阪府の条例指定をうけることで、それをどのように活かしたいと考えているのか。（法人）大阪の課題解決はもちろんだが、大阪発を強調したい。様々な団体が様々な事業を展開しているが、大阪発であるということが知られていないので、大阪の地盤沈下が目立っている。再度大阪発であるということを情報発信するためによいと考えた。また、団体を支援していくなか、大阪NPOセンターを知らない人が多い。単独で情報発信をするよりも条例指定を得ることで、大阪府という信用も発信力もあるところと協力して情報発信を行い、課題解決につなげたいと考えている。（委員）今年度の協働事業についてお聞かせいただきたい。（法人）40歳までのNPOやソーシャルビジネス、コミュニティビジネスで活躍している方を表彰する事業を考えている。日本青年会議所が、同じく40歳までで活躍している方を表彰する「人間力大賞」という制度を設けているので、コラボレーションを予定している。こうしたコラボにより相乗効果が期待できるとともに、この活動が広く発信できるとものと考えている。（委員）財務諸表の作成はどのようにしているのか。外部の方が作っているのか。（法人）経理で作成し、役員とは異なる外部の複数の税理士により、ダブルチェックを行っている。（委員）二人の監査役がいるが、会計監査と業務監査で役割分担をされているのか。（法人）具体的には、企業経営者である監事には事業監査を、税理士である監事には会計監査をお願いしている。それ以外の税理士には決算をみてもらうが、一人だと答えが偏ることがあるので、複数の方に意見を頂いて対応している。（委員）監事は報酬ゼロと記載があるが、他の複数の顧問税理士への報酬はどうなっているのか？（法人）顧問料の支払いは、ほぼない。ほとんどボランティア。（委員）役員報酬、給与規定、個々の給与などはどのように決定して、どのように支給しているのか。（法人）理事会で給与規定などを審議し、議決を得て決定している。個々の給与については個人面談を行い決定している。役員報酬は出していない。（委員）なぜこの事業を、今回申請の協働要件で取り上げたのか。（法人）今一番力をいれている事業であり、自主事業であるため。また、協働の相手先が変化していることもアピールしたかった。同じ相手との協働が続いても事業の継続に繋がらない。【法人退室　ヒアリング終了】（委員）事務局案と同様に全て適ということでよいか。（全員）異議なし。（委員）審査の結果、特定非営利活動法人大阪NPOセンターについては、条例基準を全て満たしていることが確認された。審査終了のため会長に再度入室してもらう。【会長入室】（委員）審査結果の報告（会長）条例指定基準を全て満たしている旨の報告をいただいたので、答申を作成し、事務局から各委員に報告してもらう。議事録については大阪府のHPで公開する。（委員）次の議事に移る前に報告したい。申出法人の顧問税理士と監事が同一人の場合、適正な会計処理といえるのかどうか議論となり、この対応についての結論が出ていない。（会長）この件については事務局で整理してもらい、次回の審議の際に、事前に確認する。（３）その他 （事務局）資料４に沿って今後のスケジュールを説明。3週間前までに開催の有無について連絡させていただく。（全員）了解。 |